

競技運営指導員規程

1992年8月4日 制定

1999年6月1日 改訂

(目的)

第1条 寄附行為第3条の目的達成のため、(財)神奈川県公認競技運営指導員(以下「運営指導員」という)制度を設ける。

(精神)

第2条 運営指導員は、アマチュア精神とスポーツマンシップに則り、自ら研鑽し全ての選手より敬愛されるよう、心掛けなければならない。

(適格基準)

第3条 運営指導員適格基準は次のとおりとする。

- (1) 全日本選手権大会および国民体育大会で入賞した者。
- (2) 神奈川県代表選手として全日本選手権・国民体育大会およびそれに準ずる大会に出場した者。
- (3) 各協会が推薦し、本連盟が認めた者。
- (4) (1)～(3)のいずれかに該当し、且つ、現在、今後とも指導を志す者。

(申請)

第4条 加盟団体は第3条に該当するものについて、所定の申請書(競第1号様式)に必要事項を

記入し申請するものとする。

2. 申請は年1回とし、期日は別に定める。

(公認資格委員会)

第5条 第4条により推薦された者に対して、公認資格委員会において資格審査を行い、理事会が承認する。

2. 公認資格委員会は副会長1名、専務理事又は常務理事、競技本部長、競技本部担当理事で構成する。

(公認資格証)

第6条 運営指導員に認定され第7条に定める公認料、および年次登録料を納入した者には「公認資格証」を発行する。

(公認料、登録料)

第7条 公認料、年次登録料は別に定める。

(研修会)

第8条 運営指導員は新しい知識を習得し、技術向上ならびに選手養成と研鑽のため資格取得年度及びその後も2年に1回研修として、合宿と大会に参加しなければならない。

尚、合宿・大会に研修として参加した者には「公認資格者証」に責任者が捺印し証明する。

(資格の喪失)

第9条 次に該当する者は、理事会の決定により運営指導員の資格を失う。

(1) 本連盟の名誉を失墜させるような行為があったとき。

(2) 研修を3年続けて怠ったとき。

(3) 年次登録を3年続けて納入しないとき。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は理事会の議決による。